

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となり、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつukれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPO や協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動을続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

また、東日本大震災の被災地での仕事おこしにおいても、この法律が復興の一翼を担えるものと確信しております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として介護保険事業などの事業者登録ができない、入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

多くの市民・働く人たちが自ら事業法人をおこしやすい制度で、そこで働く者一人一人が社会保険制度の適用を受け、また、社会性・公益性・平等性をかかげる理念に立脚した、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年9月24日

宮城県美里町議会議長 相澤 清一

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

經濟産業大臣	茂木	敏充	殿
衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿